

(別紙2)

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)

※パブリックコメントを受けた修正は赤字部分

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等(第三十条の二―第三十条の二十四)</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例(第三十条の二十五―第三十条の二十八)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」、「転出」、「外国人住民」、「中长期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在外者」又は「国籍喪失による経過滞在外者」とは、それぞれ住民基本台帳法(以下「法」という。)第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等(第三十条の二―第三十条の二十五)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「国民健康保険の被保険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介護保険の被保険者」、「国民年金の被保険者」、「児童手当の支給を受けている者」、「住民票コード」、「転入」、「転居」又は「転出」とは、それぞれ住民基本台帳法(以下「法」という。)第七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一項、法第二十三条又は法第二十四条に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金</p>

十三号、法第二十二條第一項、法第二十三條、法第二十四條又は法第三十條の四十五に規定する国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転居、転出、外国人住民、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞滞在者をいう。

(届出に基づく住民票の記載等)

第十一条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第十二条 市町村長は、法第四章又は法第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一・二 (略)

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

の被保険者、児童手当の支給を受けている者、住民票コード、転入、転居又は転出をいう。

(届出に基づく住民票の記載等)

第十一条 市町村長は、法の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）を行わなければならない。

(職権による住民票の記載等)

第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一・二 (略)

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき（同条第十項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。）その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。

三の二七 (略)

3・4 (略)

(住民票を消除する場合の手續)

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出（以下「転出届」という。））に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日をその住民票に記載しなければならない。

2・4 (略)

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、当該請求があつた事項を含む。）とする。

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、転出届があつたとき（法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受けるとき又は国外に転出をするときを除く。）は、転出証明書を交付しなければならない。

三の二七 (略)

3・4 (略)

(住民票を消除する場合の手續)

第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日）をその住民票に記載しなければならない。

2・4 (略)

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める事項は、住民票に記載されている法第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求があつた場合にあつては、住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項）とする。

(転出証明書の交付等)

第二十四条 市町村長は、法第二十四条の規定による届出があつたとき（付記転出届（法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同

(削除)

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 転出届をした者が、当該転出届がされてから最初の転入届(法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下この項及び並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 転出届をした者が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の転入届をする場合

三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード(同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)の提出がされなかつた場合

じ。)若しくは世帯員に関する付記転出届(法第二十四条の二第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において同じ。)があつたとき又は国外に転出をするときを除く。)は、転出証明書を交付しなければならない。

(付記転出届等に係る付記事項)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める事項は、これらの規定に基づき法第二十二条第二項の規定が適用されない同条第一項の規定による届出をする旨とする。

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

第二十四条の三 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 付記転出届をした者が、当該付記転出届がされてから法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合

二 付記転出届をした者が、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合

(新設)

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 転出届をした世帯員（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。）が、当該転出届がされてから最初の世帯員に関する転入届（同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下この項において同じ。）がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
- 二 転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主が、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、最初の世帯員に関する転入届をする場合

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四第四五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～六 （略）

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

（届出の方式）

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 世帯員に関する付記転出届をした者が、当該世帯員に関する付記転出届がされてから法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
- 二 世帯員に関する付記転出届をした者が属する世帯の世帯主が、当該世帯員に関する付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をする場合

（新設）

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～六 （略）

（新設）

（届出の方式）

第二十六条 法第四章又は法第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行わなければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出(以下「転入届」という。)並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。)

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨

ロ 職業

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証(国民健康保険法第九条第二項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)又は国民健康保険の被保険者資格証明書(同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)のいずれかが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

二 法第二十三条の規定による届出(以下「転居届」という。)、転出届及び法第二十五条の規定による届出(次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。)

第二十六条 法の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行わなければならない。

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出 次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨

ロ 職業

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証(国民健康保険法第九条第二項の被保険者証をいう。この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書(同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その旨

二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証が交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被

世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等（法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。）となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。）並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

ロ その者が属することとなった世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に後期高

保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

（新設）

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第二十二條の規定による届出（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨

ロ その者が属することとなった世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その被保険者に後期高

齡者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その記号及び番号

二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出（当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日

ロ その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その記号及び番号

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。） 介護保険の被保険者の資格を有する旨

二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同

齡者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。次号及び第三十条において同じ。）が交付されているときは、その旨

二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨

（新設）

（介護保険の被保険者である者に係る付記事項）

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、法第二十二條の規定による届出については、介護保険の被保険者の資格を有する旨とし、法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出については、介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。第三十条において同じ。）の番号とする。

じ。) の番号

三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き介護保険の被保険者の資格を有する場合に限り。) 次に掲げる事項

- イ 介護保険の被保険者となつた年月日
- ロ 介護保険の被保険者証の番号

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 転入届及び法第三十条の四十六の規定による届出 次に掲げる事項
- イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十条第一項第七号に規定する者又は法第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号
- ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は法第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号
- ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である旨

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十条の規定による届出 次に掲げる事項
- イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十条第一項第七号に規定する者である場合には、基礎年金番号
- ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者である場合には、基礎年金番号
- ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出 国民年金の被保険者である旨

三 法第三十条の四十七の規定による届出 次に掲げる事項

イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号

ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、基礎年金番号及び国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の付記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、転居届及び転出届について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)

第三十条 法第二十八条から第二十九条までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

(新設)

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の付記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、法第二十三条又は法第二十四条の規定による届出について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)

第三十条 法第二十八条から第二十九条の二までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳（国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。）の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、住民基本台帳カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならぬ。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 住民票の消除を行った場合 住民票の消除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の消除を行った場合にあつては、転出の予定年月日)

三・四 (略)

(住民基本台帳カードの記載事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 住民票の消除を行った場合 住民票の消除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行った場合にあつては、転出の予定年月日)

三・四 (略)

(住民基本台帳カードの記録事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記録された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長（以下この章において「住所地市町村長」という。）は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(削除)

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、住所地市町村長に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の十五 市町村長は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(住民基本台帳カードの記録事項の変更届出)

第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードに記録されている事項（住民票コードを除く。）に変更を生じたときは、当該住民基本台帳カードを添えて、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。ただし、転出したときは、この限りでない。

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、当該住民基本台帳カードを交付した市町村長（以下「交付市町村長」という。）に対し、住民基本台帳カードの再交付を受

請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

2 (略)

3 再交付された住民基本台帳カードについて前条の規定を適用する場合
には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民
基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民
基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた
場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわ
らず、住所地市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内に
おいても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カー
ドの交付を求めることができる。

2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、そ
の者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カ
ードを交付しなければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

第三十条の十九 法第三十条の四十四第八項の規定による届出をした者は
、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第三十条の二十一第
一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に
届け出なければならない。

(住民基本台帳カードが失効する場合)

第三十条の二十 法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に

けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を
提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

2 (略)

3 再交付された住民基本台帳カードについて第三十条の十六の規定を適
用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付
された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第三十条の十九 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民
基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた
場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわ
らず、交付市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内にお
いても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カード
の交付を求めることができる。

2 交付市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その
者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カ
ードを交付しなければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

第三十条の二十 法第三十条の四十四第五項の規定による届出をした者は
、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第三十条の二十三第
一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を交付市町村長に届
け出なければならない。

(住民基本台帳カードの失効)

第三十条の二十一 住民基本台帳カードは、次の各号のいずれかに該当す

掲げる場合とする。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

三・四・五 (略)

五六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき又は第一号若しくは前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

六七 (略)

(削除)

七八 第三十条の十七第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

八九 次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

九十 第三十条の二十二第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カード

る場合には、その効力を失う。

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出をしたとき（付記転出届をしたときを除く。）。

二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が付記転出届をした場合において、当該付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

(新設)

三・四 (略)

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出をし、又は前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

六 (略)

七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。

八 第三十条の十八第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 次条第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる

の返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

(削除)

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十一 法第三十条の四十四第十項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第三号又は第七号に該当したとき。
- 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。
- 三 次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載

旨を通知し、又は公示したとき。

(住民基本台帳カードの返納命令)

第三十条の二十二 交付市町村長は、錯誤に基づき、又は過失により、住民基本台帳カードを交付した場合において、住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 交付市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(住民基本台帳カードの返納)

第三十条の二十三 法第三十条の四十四第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号から第七号までの規定のいずれかに該当したとき。
- 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。

(新設)

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カード(同項

した書面を添えて、当該住民基本台帳カード（同項第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。

（削除）

4 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを住所地市町村長に返納することができる。

（住民基本台帳カードの返納命令）

第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命

第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、交付市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、付記転出届をした場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該付記転出届に係る法第二十四条の第二項に規定する最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードを返納しなければならない。この場合において、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、その旨を交付市町村長に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて交付市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを交付市町村長に返納することができる。

（新設）

ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十三 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)

第三十条の二十四 住所地市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長(第五項において

「転出地市町村長」という。)は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長(次項において「転入地市町村長」という。)は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十四 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置)

第三十条の二十五 交付市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

通知するものとする。

5 前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所都市町村長、直前の住所都市町村長、転出都市町村長又は転入都市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

6 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

8 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第四章の三 外国人住民に関する特例

（外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合）

第三十条の二十五 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。次号及び次条において同じ。）との親族関係に変更がない場合

二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 委任都道府県知事（法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第一項の規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

5 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項の規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

第三十条の二十六 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき(当該世帯主が世帯主となる場合に限る。)

三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合(当該世帯主が世帯主となる場合に限る。)

四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転入届又は転居届をする場合(当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。)

その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができる市町村長が認めるとき。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の二十七 外国人住民(中长期在留者のうち出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下この条において「入管法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下この条において「永住者」という。)及び特別永住者を除く。次項において同じ。)に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、

第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

<p>中長期在留者（永住者を除く。）</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで</p>
<p>一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p>
<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失つた日から六十日を経過する日まで</p>

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中

「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の二十八 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第一号	受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項	受理したとき、又は法第九条第二項若しくは法第三十条の五十
第十五条の三第一項第四号	又は第十三号	若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同表の表の下欄
第十五条の三第二項	及び第六号から第八号までに掲げる事項(同条第四号又は第十三号)	第七号及び第八号に掲げる事項並びに法第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日(法第七条第四号若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条

	第二十二條 及び戸籍の表示	の表の下欄
第二十三條第 二項及び第二 十四條の三	第五号まで及び第十三号	、法第三十條の四十五に 規定する国籍等及び同條 の表の下欄に掲げる事項 の表の下欄に掲げる事項 に掲げる事項、法第三十 條の四十五に規定する国 籍等並びに同條の表の下 欄

第五章 雜則

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一條 法第三十八條第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六條第一項、法第七條第八号、法第九條第一項、法第十條、法第十一條第三項、法第十一條の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二條第三項から第六項まで、法第十二條の二第三項及び第四項、法第十二條の三第五項から第八項まで、法第十五條第二項及び第三項、法第十六條第一項、法第十七條の二第二項、法第十九條第一項から第三項まで、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、法第三十條の四十五から第三十條の四十八まで並びに法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第

第五章 雜則

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一條 法第三十八條第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六條第一項、法第七條第八号、法第九條第一項、法第十條、法第十一條第三項、法第十一條の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二條第三項から第六項まで、法第十二條の二第三項及び第四項、法第十六條第一項、法第十七條の二第二項、法第十九條、法第二十二條から第二十四條まで、法第二十五條、法第二十七條第二項及び第三項、法第三十條の二、法第三十條の三第三項及び第四項、法第三十四條並びに法附則第四條第一項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第

一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）
 について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
 替えるものとする。

第三十条の四 第十四第一項	者	（略）	（略）
第三十条の四 第十四第二項	住所地市町村長	（略）	その者が記録されている 住民基本台帳を作成した 区長を経由して、住所地 市町村長
第三十条の四 第十四第六項	必要な措置を講じ	（略）	、最初の転入届を受けた 区長を経由して、市長
第三十条の四 第十四第六項	必要な措置を講じ、最初 の転入届を受けた区長を 經由して	（略）	必要な措置を講じ、最初 の転入届を受けた区長を 經由して

一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）
 について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
 替えるものとする。

第三十条の四 第十四第一項及 び第二項	住民基本台帳を備える市 町村の市町村長	（略）	住民基本台帳を作成した 区長を経由して、市長
（新設）	（新設）	（略）	（新設）
第三十条の四 第十四第五項	その旨を	（略）	その旨を、その者が記録 されている住民基本台帳 を作成した区長を経由し て、
第三十条の四 第十四第六項	転出をする 当該住民基本台帳カード	（略）	市の区域外へ住所を移す 当該住民基本台帳カード

	第三十条の四 十四第七項及 び第八項	その旨を	
第三十条の四 十四第十項	当該住民基本台帳カード を	当該住民基本台帳カード を、その者が記録されて いる住民基本台帳を作成 した区長を経由して	
第三十条の五 十	住民基本台帳を備える市 町村の市町村長	住民基本台帳を作成した 区長	
(略)	(略)	(略)	

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十五並びに第三十条の二十六並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又

	(新設)		を、
(略)	(新設)	(新設)	を、その者が記録されて いる住民基本台帳を作成 した区長を経由して、
(略)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市においては、第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第二十条まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、それぞれその市の区又は区長に適用する。

第三十条の十 八第二項	その者に対し	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の十 九	住所地市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して住所地市町村長に
(削除)	(削除)	(削除)
第三十条の二 十第二号及び 第三号	転出届をした	転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした
(削除)	(削除)	(削除)
第三十条の二 十一第二項	住所地市町村長に	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に

(新設)	(新設)	(新設)
第三十条の二 十	交付市町村長に	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して交付市町村長に
第三十条の二 十一第一号	転出をした	市の区域外へ住所を移した
第三十条の二 十一第二号	付記転出届をした	付記転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした
第三十条の二 十二	者に対し	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の二 十三第二項	交付市町村長に	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に

<p>第三十条の二 十二</p>	<p>第三十条の二 十一第四項</p>	<p>(削除)</p>	<p>第三十条の二 十一第三項</p>
<p>者に対し</p>	<p>住所地市町村長に</p>	<p>(削除)</p>	<p>当該住民基本台帳カードを</p>
<p>者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して</p>	<p>、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に</p>	<p>(削除)</p>	<p>当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を作成した区長を経由して</p>

<p>(新設)</p>	<p>第三十条の二 十三第五項</p>	<p>第三十条の二 十三第三項</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>交付市町村長に</p>	<p>市町村長に</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、交付市町村長に</p>	<p>区長を経由して、市長に</p>	<p>(新設)</p>
			<p>付記転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした</p>
			<p>付記転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした</p>

○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）

改正案	現行
<p>（法附則第六条第一項の給付についての特別会計に関する法律施行令等の適用）</p> <p>第十三条 法附則第六条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項及び第十七条において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の三第六号及び第二十九条</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法附則第七条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 住民基本台帳法施行令第一条、第六条、第十二条第二項第五号、第二十三条第二項第五号、第二十四条の三第六号及び第二十九条</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（法附則第六条第一項の給付についての特別会計に関する法律施行令等の適用）</p> <p>第十三条 法附則第六条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第一条、第六条、第十二条第二項第五号（同令第三十二条第一項において適用する場合を含む。次項及び第十七条において同じ。）、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法附則第七条第一項の給付についての予算決算及び会計令等の適用）</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、次に掲げる政令の規定を適用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 住民基本台帳法施行令第一条、第六条、第十二条第二項第五号、第二十三条第二項第五号、第二十四条の四第六号及び第二十九条</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>